

保健福祉会館地下立体駐車装置保守点検業務委託仕様書

岡山市保健福祉会館に設置している地下立体駐車場の保守点検業務は、この仕様書に定めるもののほか、本市係員（以下「監督員」という。）と協議のうえ誠実にを行うものとする。

なお、契約期間、履行準備期間、履行期間は以下のとおりとする。

契約期間 : 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

履行準備期間 : 契約締結日から令和 8 年 4 月 30 日まで

履行期間 : 令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで

1. 対象機種

ピット昇降横行式駐車装置

製造者 サノヤス・エンジニアリング(株)

型式 サノヤスパーク P22-G3H型

ブロック数 8 (A~Hブロック)

収容台数 全61台 (1ブロック8台収容 Gブロックのみ5台収容)

収容自動車制限 重量 2000kg

全長 4900mm

全幅 1800mm

全高 2000mm

2. 立体駐車装置の保守点検内容

構造部

(1) フレーム

- a. 支柱の傾き、縦横梁のねじれ、曲がり、損傷
- b. フレーム接続ボルトの緩み
- c. 塗装の状態
- d. アンカーボルト増締め
- e. ブレスの締め付け状態

(2) パレット

- a. 車止めの損傷
- b. パレット床板の歪み
- c. 塗装の状態

(3) 歩廊、ピットカバー、各種カバー

- a. 歪み、損傷及び塗装の状態

(4) ゲート

- a. フレームの曲がり、捩じれ、金網の損傷
- b. ガイドレールの曲がり、損傷
- c. 塗装の状態

機械部

(1) 上下段パレット昇降駆動部

- a. スプロケットの損傷、摩耗
- b. 主軸及び軸受けの取付状態 (調整、ボルト増締め)
- c. 駆動用チェーンの伸び及び取付状態 (調整)
- d. 駆動用チェーンの損傷、摩耗
- e. 吊り上げチェーン押えの取付状態 (調整)

- f. 同上咬み込み防止板の取付状態（調整）
 - g. 減速機の取付状態
 - h. 減速機の油漏れ点検
 - i. 主軸及び軸受け、給油状態
 - j. 駆動用チェーンの給油状態（給油）
 - k. 各部の発錆の有無。
 - l. その他各ボルト、ネジ部の緩み。（増締め）
- (2) 上下段パレット吊り上げ装置
- a. 吊り上げチェーンの伸び、取付状態（調整）
 - b. 吊り上げチェーンの損傷、摩耗
 - c. ガイドローラー取付状態、損傷、摩耗
 - d. 吊り上げチェーン及びガイドローラーの給油状態（給油）
 - e. 落下防止装置の取付及び作動状態
- (3) 中段パレット横行駆動部
- a. スプロケットの損傷、摩耗
 - b. 駆動軸及び軸受けの取付状態
 - c. 駆動用チェーンの伸び取付状態（調整）
 - d. 駆動用チェーンの損傷及び摩耗
 - e. 減速機の取付状態。（ボルトの増締め）
 - f. モーターブレーキのギャップ点検調整
 - g. 減速機の油漏れ点検
 - h. 主軸及び軸受け、スプロケット、駆動用チェーンの給油状態。（給油）
 - i. 横行車輪、レールの摩耗
- (4) ゲート駆動部
- a. スプロケットの損傷、摩耗
 - b. 吊り上げチェーンの伸び、取付状態（調整）
 - c. 吊り上げチェーンの損傷、摩耗
 - d. 吊り上げチェーン押えの取付状態
 - e. 減速機の取付状態（ボルトの増締め）
 - f. モーターブレーキのギャップ点検調整
 - g. 減速機の油漏れ点検
 - h. スプロケット、吊り上げチェーンの給油状態。（給油）

運転確認

- (1) 上下段パレットの昇降作動
- a. 減速機、モーターの異常音及び異常発熱。
 - b. モーターブレーキの作動状態（調整）
 - c. ガイドローラー摺動部の当たりの状態（調整、給油）
 - d. その他、各部異常音、がたつき、振動
 - e. パレット上限、下限停止位置の確認
 - f. 上段パレット着床時の吊り上げチェーンのたるみ（調整）
 - g. 上下段パレット着床時の中段パレットとの間隙。（調整）
- (2) 中段パレットの横行作動
- a. 減速機、モーターの異常音及び異常発熱
 - b. モーターブレーキの作動状態（調整）
 - c. 車輪とレールの間隙及び摺動状態確認
 - d. 左右移動停止位置確認（調整）
 - e. パレット間の間隙確認（調整）
 - f. その他、各部異常音、がたつき、振動。

- (3) ゲート開閉作動
 - a. 減速機、モーターの異常音及び異常発熱
 - b. モーターブレーキの作動状態（調整）
 - c. 開・閉停止位置の確認
 - d. その他、各部異常音、がたつき、振動
- (4) 安全装置の作動
 - a. 非常停止装置の確認（非常停止釦、光電スイッチ）
 - b. 装置作動インターロック機構の作動確認（ゲート開、光電スイッチ検知）
 - c. 上下段パレット過巻き上げリミットスイッチの作動確認
 - d. 手動運転操作の確認

電気部

- (1) 制御盤
 - a. 絶縁抵抗測定。（動力部のみ）
 - b. 電源電圧測定。（AC 220 V, DC 24 V）
 - c. リレー等の接点の摩耗、焼損
 - d. 端子の緩み、ヒューズの点検
 - e. 電線引込口の状態
- (2) 操作盤
 - a. キースwitchの作動状態
 - b. 操作釦及びパイロットランプの状態
 - c. ブザー及び点滅灯の作動状態
 - d. 端子の緩み確認（年1回）
 - e. 電線引込口の状態、盤内封水状態確認
- (3) 単体電気品
 - a. 光電スイッチ（レンズの汚れ、ケースの損傷、取付状態）
 - b. 近接スイッチ（取付状態及び損傷、ターゲットの取付状態）
 - c. リミットスイッチ（取付状態及び損傷）
- (4) 配線ケーブル
 - a. 絶縁被覆の損傷状態目視による確認。
 - b. 端子、ボルト、ネジ等の緩み。（年1回）

3. 点検時期及び派遣者

- (1) 点検時期
毎月点検を実施、点検日については監督員と協議のうえ決定し、その承認を得ること。
点検は、各ピット年間11回実施するものとし、別紙保守点検実施計画表による。ただし、不具合が発生した場合は、点検月でなくても随時点検を行うこと。
- (2) 派遣者
法令等で定められた資格を有する者で、熟練された技術者とする。

上記以外で緊急時には、24時間体制で対応すること。また、その費用は契約する金額に含まれるものとする。

4. 費用の負担区分(甲:委託者、乙:受託者)

- (1) 岡山市の負担するもの
 - ア 保守点検業務実施上使用する消耗品の部品以外の部品に要する費用
 - イ 甲の判断及び乙の責めに属さない修理に要する費用
 - ウ 保守点検業務委託契約に基づく委託料
- (2) 点検会社の負担するもの

- ア 派遣技術者に要する被服、給与等の諸経費
- イ 保守点検業務を行うのに必要な物品等を消費することによって発生する直接物品費（ウエス、潤滑油などの消耗品・材料費、保全業務で使用する工具・用具費、計測機器などの機械器具費、その他）
- ウ 関係官庁に報告する書類作成費用
- エ その他の諸経費

5. 委託料の支払い

(1) 委託料の支払い

委託料は毎月払いとし、契約金額を11で除して得た金額を毎月の委託料とする。ただし、1円未満の端数が生じるときは最初の支払月に支払うものとする。

(別紙)

保健福祉会館地下立体駐車装置保守点検実施計画表

点検月	A,B ピット	C,D ピット	E,F ピット	G,H ピット
5月	—	○	○	○
6月	○	○	○	○
7月	○	○	○	○
8月	○	—	○	○
9月	○	○	○	○
10月	○	○	○	○
11月	○	○	—	○
12月	○	○	○	○
1月	○	○	○	○
2月	○	○	○	—
3月	○	○	○	○
年間回数	10回	10回	10回	10回